

(2) 別がん種に対して2項目を行った場合 (平成30年3月30日「疑義解釈資料の送付について(その1)」(問152))

・異なる点数・回数算定単位で記録します

(28日)

● C S V の記録

SI, 60, 1, 160190810, , 2100, 1, 1, , ,

SI, 60, 1, 160191210, , 2500, 1, 1, , ,

(28日)

異なる点数・回数算定単位で記録

● レセプトの表示

	60	01	K-ras 遺伝子検査	2 1 0 0 ×	1
		02	c-kit 遺伝子検査	2 5 0 0 ×	1

(3) 同一がん種に対して別日に行った場合 (平成30年3月30日「疑義解釈資料の送付について(その1)」(問153))

・疑義解釈にあるとおり、2項目又は3項目の点数で算定することから同一点数・回数算定単位で記録します

● C S V の記録

(23日)

SI, 60, 1, 160190810, , , 1, , , , , , , , , , , , , , , , 1, , , , , ,

SI, , 1, 160191210, , 4000, 1, , , , , , , , , , , , , , , , 1, , , , , ,

(23日)

同一点数・回数算定単位で記録

● レセプトの表示

	60	01	K-ras 遺伝子検査	c-kit 遺伝子検査	4 0 0 0 ×	1
--	----	----	-------------	-------------	-----------	---

2 特別地域訪問看護加算の記録方法について

所定点数の100分の50に相当する点数を加算することとされている特別地域訪問看護加算の点数計算については、その所定点数に他の注加算の点数を含まないとされていることから、記録方法については次のとおり対応願います。

(1) 対象診療行為

診療行為コード	省略漢字名称	注加算コード
114044670	特別地域訪問看護加算（訪問看護・訪問看護（同一））	1415
180057170	特別地域訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	8038
188011770	医療観察特別地域訪問看護加算	8811

(2) 記録方法

例1) 在宅患者訪問看護・指導料（保健師、助産師、看護師・週3日目まで）に対して特別地域訪問看護加算（訪問看護・訪問看護（同一））を加算する場合

● C S V の記録

SI, 14, 1, 114004510, ,, 1, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, 1, ,,
 SI, ,, 1, 114044670, ,, 870, 1, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, 1, ,,

● レセプトの表示

	1401	在宅患者訪問看護・指導料（保健師、助産師、看護師・週3日目まで） 特別地域訪問看護加算（訪問看護・訪問看護（同一）） 870 × 1
--	------	--

例2) 例1)の事例と併せて乳幼児加算を加算する場合

● C S V の記録

SI, 14, 1, 114004510, ,, 1, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, 1, ,,
 SI, ,, 1, 114044670, ,, 1, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, 1, ,,
 SI, ,, 1, 114016270, ,, 1020, 1, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, 1, ,,

● レセプトの表示

	1401	在宅患者訪問看護・指導料（保健師、助産師、看護師・週3日目まで） 乳幼児加算（訪問看護・訪問看護（同一）） 1020 × 1
--	------	--

医科診療行為マスターの項番39：注加算通番の設定に従い、設定値の昇順に記録します。

● 誤ったC S Vの記録

SI, 14, 1, 114004510, ,, 1, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, 1, ,,
 SI, ,, 1, ~~114016370~~, ,, 1, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, 1, ,,
 SI, ,, 1, ~~114016270~~, ,, 1020, 1, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, 1, ,,

この場合、（580点＋150点）×1.5＝1095点と計算しますので、固定点

数誤りとなります。

- 3 150385870：上顎骨複数分割加算（上顎骨形成術）の記録方法について
150385870：上顎骨複数分割加算（上顎骨形成術）については、医科診療
行為マスターの項番 68：告示等識別区分（1）の設定が 7：加算項目から 1：
基本項目（告示）に変更されました。

つきましては、基本項目として取り扱う手術に係る注加算の記録方法の
対応を願います。

例 1) 上顎骨形成術（単純）に上顎骨複数分割加算（上顎骨形成術）（単
純）を加算した場合

● C S V の記録

SI, 50, 1, 150116710, , , 1, 1, , ,

SI, , 1, 150385870, , 32880, 1, 1, , ,

● レセプトの表示

5001	上顎骨形成術（単純） （算定日） 28日 上顎骨複数分割加算（上顎骨形成術）（単純） 32880 × 1
------	---

上顎骨形成術（単純）と上顎骨複数分割加算（上顎骨形成術）（単
純）を同一点数・回数算定単位で記録します。

例 2) 上顎骨形成術（単純）に上顎骨複数分割加算（上顎骨形成術）（単
純）と創外固定器加算を加算した場合

● C S V の記録

SI, 50, 1, 150116710, , , 1, 1, , ,

SI, , 1, 150266970, , , 1, 1, , ,

SI, , 1, 150385870, , 42880, 1, 1, , ,

● レセプトの表示

5001	上顎骨形成術（単純） （算定日） 28日 創外固定器加算 上顎骨複数分割加算（上顎骨形成術）（単純） 42880 × 1
------	--

上顎形成術（単純）の次レコードに創外固定器加算を記録します。

4 画像診断の合成コードに係る留意点について

画像診断に係る合成コードの一部に乳幼児加算等の点数を含むコードが存在し、これらのコードに対して誤って重ねて乳幼児加算等を算定されている請求が散見されます。

つきましては、次の事項に留意の上、適正に記録願います。

(1) 対象診療行為

	診療行為コード	省略漢字名称	点数等
	乳幼児加算等の点数を含む合成コード		
	170019130	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	564.00
	170019230	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	486.00
	170019330	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	516.00
	170019430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	438.00
	170030730	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	582.00
①	170030830	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（デジタル撮影）	501.00
	170030930	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	534.00
	170031030	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（乳幼児）（デジタル撮影）	453.00
	170035230	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	434.00
	170035330	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（デジタル撮影）	447.00
	170035430	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	386.00
	170035530	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（デジタル撮影）	399.00
	乳幼児加算等		
②	170017170	新生児加算（画像診断）	100分の80
	170017270	乳幼児加算（画像診断）	100分の50
	170034170	幼児加算（画像診断）	100分の30

(2) 留意点

上記(1)表中の上段①合成コードには、漢字省略名称内に「(新生児)」、「(乳 幼児)」又は「(幼児)」が付されていることから、これらのコードに対して上記(1)の下段②の加算を記録しないこと。